

陳 述 書

2006年4月13日

有 馬 秀 雄

私は視力0の「視覚障害者」です。私の経験を含めて「視覚障害者」に
つての移動支援の必須性、重要性について少し述べたいと思います。

まず申し上げたいのは、大田区が「障害者」の外出について「生活上必要
不可欠」な外出と「社会参加」のための外出とに無理やり分けて移動支援の
時間数を決めていることの不当性、不合理性ということです。

支援費制度の下で私たち「障害者」の生活は、「身体介護」「家事援助」「日
常生活支援」「移動支援」などというように時間で細かく区分されバラバラに
されています。そもそも、人間の生活は1日24時間、1年365日の連続
した時間の積み重ねであり細切れに分けること自体無理なのであり、「障害
者」を人間として扱おうとしているのかという疑問を持たざるを得ません。
その上大田区は移動支援をさらに二つに分けてしまったのです。これは「障
害者」の生活実態をあまりにも無視していると言わざるを得ません。

たとえば、病院に診察に行った帰りに喫茶店でお茶を1杯飲んで、スーパ
ーマーケットで買い物をしてから帰宅する。またある日は、銀行に寄ってお
金を下ろしてから友人と会って映画を観る。これらは何ら特別な例を挙げて
いるわけではなく、私たちが日常生活の中でごく当たり前に行っていること
です。今述べた二つの例ともに、大田区の言うところの「必要不可欠」な外
出と「社会参加」のための外出が渾然一体であり、機械的に分けることなど
およそ不可能なのです。

大田区は、私たち「障害者」の生活を一体どれだけバラバラに切り刻めば
気が済むのでしょうか？

次に、月32時間という一律の上限を設けていることの不当性です。

この「一律上限」については「大田区はいったい『障害者』を何だと思っ
ているんだ！」という怒りを禁じ得ません。

「視覚障害者」の場合、一人で外出できる人から、介助者抜きでは一歩も
外出できない人まで、移動支援の必要度は個々に相当の違いがあるのが現実

です。語弊を恐れずに一言すれば、たとえ一人歩きの達者な人でも一度も行ったことのない場所に行くのはほぼ不可能です。その場合はやはり移動支援を必要とします。加えて言えば、一人一人の生活パターンや価値観の違いなどによって外出頻度は大きく違ってきます。それは「健常者」といわれる人々がそうであるのと同じことです。

にもかかわらず、一律に32時間という枠をはめるのは私たちの生活実態をあまりにも無視しているものであり、「健康で文化的な生活」を保証した憲法25条の“生存権”規定にも明らかに違反しています。

本来、国や地方自治体は私たち「障害者」が必要とする介助時間の全てについて100%保証する義務があるものと私は考えます。百歩譲って、現状の制度ではそれは不可能であったとしても一律に上限を設けてよいなどということにはならないことはあまりにもわかりきったことです。

確かに、自治体によっては移動支援について支給する時間数の目安を設けています。でも大田区と決定的に違うのは、目安はありながらも個々の「障害者」の事情を勘案して制限を越えて支給することが普通に行われており、一律にカットなどということはどこも行っていないということです。

最後にもう一つ申し上げたいことがあります。

大田区は、鈴木さんを含めた私たちとの話し合いの中で「移動支援を減らした分日常生活支援を増やしたからこれで代替している」といっています。この言い訳自体根拠のない言い逃れに過ぎないのであり、日常生活支援のわずかな時間増で移動支援の減少時間を代替するものとは決してなりません。しかも大田区のこの言い逃れは「知的障害者」「精神障害者」「視覚障害者」にはまったく当てはまりません。なぜなら、そもそもこれらの「障害者」には大田区が代替措置だと主張する「日常生活支援」という類型は存在しないからです。「視覚障害者」を始めとするこれらの「障害者」は移動支援が大幅に減らされた上に、いかなる事情があっても月32時間以上は移動支援は1時間も出さないといっているのです。

私たち「視覚障害者」がなぜこのような不当な扱いを受けなければならないのか、到底理解することはできません。

大田区の移動支援要綱、とりわけ月32時間の一律上限を直ちに廃止させるよう裁判官の皆さんの適切な判断を心からお願い致します。

以上